



2020年2月14日

各 位

上 場 会 社 名 コクヨ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 黒田 英邦
(コード番号 7984 東証一部)
問合せ先責任者 執行役員
財務経理本部長 梅田 直孝
(TEL06-6976-1221)

当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の非継続(廃止)に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年3月27日開催の当社第73回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時をもって、「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」を継続せず廃止することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2007年6月28日開催の当社第60回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、特定の株主または株主グループによって当社株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策を導入いたしました。

その後、当社は、直近では2017年3月30日開催の当社第70回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、当該対応策の内容の一部を改定した上で当該対応策を継続いたしております(以下、当社第70回定時株主総会において承認された買収防衛策を「本施策」といいます。)。当社は、2007年の買収防衛策の導入以降も、中期経営計画の着実な実行による企業価値の向上、株主還元の充実、コーポレートガバナンスの強化に積極的に取り組んでまいりました。本定時株主総会終結の時をもって本施策の有効期間の満了を迎えるにあたり、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、当社を取り巻く経営環境の変化や買収防衛策の最近の動向等を踏まえ、今後の本施策の取扱いについて慎重に検討してまいりました結果、本定時株主総会終結の時をもって、本施策を継続せず、廃止することといたしました。

なお、当社は、本施策廃止後も引き続き、当社グループの企業価値向上や株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対し、株主の皆様が当該行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための情報と時間の確保に努めるほか、金融商品取

引法、会社法およびその他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

※ 本施策の廃止に伴い、本定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議しておりますので、詳細につきましては、本日別途開示した「定款の一部変更に関するお知らせ」をご覧ください。

以上